

(仮称) 十和田深持風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要及び事業者の見解

2024年6月

K A W i n d 深持合同会社

【目 次】

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
2. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と 事業者の見解	4
別紙 1	15
別紙 2	16
別紙 3	17
別紙 4	21
別紙 5	23
別紙 6	24

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

青森県「環境影響評価条例」第 7 条の規定に基づき、一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

2024 年 3 月 1 日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載（別紙 1 参照）

下記に示す日刊新聞紙に、方法書の縦覧について公告した。

- ・ 2024 年 3 月 1 日（金）付の東奥日報（朝刊）

② 事業者のウェブサイトへの掲載（別紙 2 参照）

2024 年 3 月 1 日（金）から 2024 年 4 月 1 日（月）に、事業者である Amp 株式会社のウェブサイト、方法書の縦覧について公告した。

- ・ <https://www.amp.energy/towadafukamochi-houhousyo>

③ 関係地方公共団体のウェブサイト・広報への掲載（別紙 3 参照）

青森県、十和田市のウェブサイト、方法書の縦覧について掲載した。

十和田市、七戸町の広報に、方法書の縦覧について掲載した。

(3) 縦覧場所

① 関係地方公共団体庁舎等での縦覧（別紙4）

下記に示す関係地方公共団体庁舎にて、縦覧を実施した。

- ・十和田市役所本館3階 政策財政課
- ・十和田市西コミュニティセンター
- ・七戸町役場本庁舎2階 企画調整課
- ・七戸町役場七戸支所

② 事業者ウェブサイトでの電子縦覧（別紙2参照）

Amp株式会社のウェブサイトにて、電子縦覧を実施した。

- ・<https://www.amp.energy/towadafukamochi-houhousyo>

(4) 縦覧期間

① 縦覧期間

2024年3月1日（金）から2024年4月1日（月）まで

② 縦覧時間

各縦覧先の開館時間

（事業者のウェブサイトについては終日）

(5) 縦覧者数

① 縦覧者名簿の記載人数

総縦覧者数は合計11名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

- ・十和田市西コミュニティセンター : 5名
- ・十和田市役所本館3階 政策財政課 : 6名

計：11名

② 事業者ウェブサイトへのアクセス数

- ・アクセス数：708回

2. 環境影響評価方法書についての意見の把握

青森県「環境影響評価条例」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2024 年 3 月 1 日（金）から 2024 年 4 月 15 日（月）までとした。

（郵送の場合は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法（別紙 5 参照）

- ① 縦覧場所に備えつけられた意見箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況（別紙 6 参照）

意見書の提出は 24 通、意見総数は 24 件であった。

- ・意見箱 : 5 通、5 件
- ・郵送 : 19 通、19 件

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

青森県「環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は24件であった。

「環境影響評価条例」第9条方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下の通りである。

表2-1 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1.	十和田市在住 A氏 風力発電が自宅から見える所にあります。環境保全の見地からの意見とは違うかもしれませんが、住環境についても重要かと思えます。毎日チラチラ見えて苦痛です。これ以上風力発電設備を建てないでください。また、この付近は国有林も多いので、自然への影響もあるのではないのでしょうか？国有林は皆の財産ですので、切ってほしくありません。国立公園にも近いので、動植物への影響も事前にしっかりと調べてください。なお、再生可能エネルギー自体には反対ではありませんが、建てる場所についてはしっかりと検討してください。中途半端な調査では反対し続けます。	今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。
2.	十和田市在住 B氏 風力発電設備及び土台の重量物が土壌を押し固める事によって地下水脈の滞りや、流れを変える事がないか、十和田市の上水道飲用水（井戸水）に影響が出ないかしっかりと調査・検討をしてもらいたい。 コンクリートの土台を設置する事によって雨水が地面に浸透しきれず、地表面を削り、土砂災害の要因となるのではないかと心配している。沈砂地を設けることになるとは思うが、昨年大雨のように短時間で大量の降雨があれば、すぐに容量を超えることが予想される。ひとたび土砂災害が起きてしまった場合、CO ₂ を吸収してくれる森林を大規模に失ってしまいかねないため、慎重に検討願いたい。もしも少しでも環境への影響が認められた場合、計画の中止を検討していただきたい。	工事計画においてボーリング調査を行うなかで、水脈の有無を調査し、重大な影響が生じないように対応いたします。 雨水について、ご意見のとおり設計ヤード面積に応じた沈砂池の設置により濁水の土壌浸透を促すことや、造成裸地には、緑化を行う等、具体的な対策を講じます。計画にあたっては、関係法規・指針を基に設計し、可能な限り森林部分を含め改変面積を小さくするよう計画を検討いたします。
3.	十和田市在住 C氏(1) 八甲田連峰からの景観を崩してはいけない。絶滅危惧種が生息する場所に建ててはいけない。水源を汚す恐れがある。八甲田線は七戸十和田風力、大中台牧場風力、JRE 深持風力と使用され、出力抑制されるはずである。設備利用率をどうお考えか。	今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>ら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p> <p>設備利用率を含む事業の収益性についてのご質問に詳しく回答することはいたしかねますが、事業化にあたっては金融機関より融資を受けることを予定しており、金融機関が建設から撤去までの事業計画について、厳格な審査を行った上で融資が実行され、事業が実現することとなるため、事業の収益性が事業者以外からも確認されたうえで着工されることとなります。</p>
4.	<p>弘前市在住 D氏</p> <p>私はこの発電事業に反対します。森の自然は様々な動植物の微妙なバランスの上に成り立っており、穴を掘ったらまた埋め戻せば元通りになる、というものではありません。風力発電機は、たとえ1基でも森を壊します。風力発電は現実にはCO₂削減には繋がりません。無用のものです。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物、生態系等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p>
5.	<p>十和田市在住 C氏(2)</p> <p>以下についてお答えください。また、お答えできなければその理由も明記ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合同会社の出資者および出資金は。（責任能力判断のため） 2. 撤去について、原状回復とは基礎の撤去までですか。（基礎が残ると土砂災害の恐れがあるため） 3. 撤去費用は、地上物および地中物（杭工、基礎工）撤去費用の見積は。（残されたら行政責任になるための予備知識） 4. 予測設備利用率は？また、経営継続のための最低設備利用率は？ 5. 出力制御を10カ年間計画における設備利用率をどう推察されていますか。10カ年の予想利用率を数字でお答えください。（計画倒産を含め、十和田市のリスク回避のため） 6. 総事業費は？（経営判断のため） 7. 融資銀行は？（カーボンマネーの流れ認知のため） 8. ※本質問中の当該項目については「青森県環境影響評価条例」第八条に規定する「環境の保全の見地からの意見」ではなく、かつ本事業と無関係の会社名が記載されていた 	<p>1. 4. 5. 6. 7. 事業の収益性についてのご質問に詳しく回答することはいたしかねますが、事業化にあたっては金融機関より融資を受けることを予定しており、金融機関が建設から撤去までの事業計画について、厳格な審査を行った上で融資が実行され、事業が実現することとなるため、事業の収益性が事業者以外からも確認されたうえで着工されることとなります。</p> <p>2. 3. 基礎の形状および撤去費用含めた原状回復のありかたについては現時点で未定であるため、今後の事業進捗に応じて検討してまいります。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>め、掲載および事業者の見解の表明を控えさせていただきます。 以上のことより反対です。</p>	
6.	<p>十和田市在住 E氏 希少猛禽類であるクマタカやイヌワシが存在する可能性が高い場所で、バードストライクが起こることがわかっている風車を建てるのはなぜか。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>希少猛禽類については他の鳥類が四季調査（1年間）のところで2営巣期の調査を計画しており、希少猛禽類を含む鳥類重要種についてはバードストライク（衝突確率）に関するシミュレーションも行います。これらは地元専門家の助言を得ながら進めてまいります。</p> <p>また、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。なお、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p>
7.	<p>十和田市在住 F氏 風車から10 km以内に複数の民家が存在しており、また我が家もその範囲にあり、低周波、超低周波などの公害が心配です。環境省などは、超低周波は存在しないとしています。最新の研究を見たり、実際に風車が民家の近くにあるところで見られている様々な問題を聞いたりすると（伊豆、ドイツなど）とても不安になります。そこで、風車建設前と建設後の騒音、振動を計測していただくことを約束してほしいです。計測も wavelet 解析ソフトを開発されている方に教えていただいた計器を購入していただき、計測後にFFTや wavelet で解析が可能な形にしていただきたいです。超低周波や低周波の問題はない、と断言されていて、地域住民の不安を解消するためであれば可能なことだと思います。住民側で（専門家に伺って）指定した計器を使って、こちらで指定する解析ソフトを使っていただき、こちらで指定した場所で騒音、振動を風車建設前、建設後に計測していただくことをお約束いただけますか。そして、このデータは一般公開していただけるようお願いいたします。</p>	<p>騒音・超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）に「風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる」、また、「風車から発生する低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった。」と記載があります。この検討会は環境省主催であり、国内外における最新知見や、全国29の風力発電施設の周辺164地点における現地調査結果に基づき、環境アセスメントや騒音等の専門家11名により、2013年から2016年まで9回開催されています（別に分科会を5回開催）。議事録や根拠とした参考文献等も環境省のウェブサイトで公開されており、信頼できるものと認識しています。</p> <p>なお、本環境影響評価では、対象事業実施区域から最寄りの住宅等まで5km以上離れているため、風車の稼働に伴う騒音は評価項目として選定していません（「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和6年、経済産業省）に、「工事中及び供用後の騒音・振動の影響が、距離により減衰していくことから、工事場所から1キロメートル離れば影響はほとんど及ばない」と記載があります）。ただし、工事車両の走行ルート沿道に住宅等が存在するため、資材等の運搬に伴う騒音・振動は評価項目として選定しています。</p> <p>風車の稼働に伴う騒音等を評価項目としないこと</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>が適切であるかは、各種専門家により構成された県の審査会により審査を受けることとなります。</p>
8.	<p>十和田市在住 G氏 渡り鳥や猛禽類に関する調査方法についての意見です。説明会や縦覧された資料では、計画地の中に限定しての調査方法ばかりでした。計画地を近隣の道路から見たところ、現況では木が生い茂っている状態かと思えます。このような場所では地上から空を確認しても、木が視界の邪魔となります。これでは風車の羽の影響を受ける範囲、そのすべてを調査できないのではないのでしょうか。渡り鳥の行動特性を踏まえた上で、計画地の外側から距離を置いた複数の地点に調査員を配置して、3次元的な調査を行う必要があると思います。これでは「いなかったことにするため」の調査方法です。また、今回の調査対象になる鳥たちの中には、数年に一度しか繁殖を行わない種類や個体もいます。(例:クマタカ、イヌワシ) このような場合、単年の調査では「繁殖行動なし」となってしまいます。少なくとも2年、できれば4年かけた調査でなければ正確なデータは得られません。鳥類の命は、原状復帰はできません。慎重な調査計画にご変更いただきますよう、お願いいたします。 合わせて景観の観点でも鳥たちが自由に飛ぶ、この地域の景色を残すことは大変重要です。自然ガイドの活動にも支障がでます。</p>	<p>希少猛禽類及び渡り鳥については一般鳥類と異なる調査方法を計画しており、調査地点は対象事業実施区域及びその周辺を広く確認できるように、対象事業実施区域外にも設定しています。また、希少猛禽類の調査期間は2営巣期とし、定点観察調査を月1回、各3日間を計17回(5月～8月及び11月は2回、他の月は1回)と計画しています。これらは先行事例を参考に検討し、地元専門家の助言を得ながら計画しています。</p> <p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境(騒音、水質、景観等)や自然環境(動物、植物等)の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価(シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等)し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p>
9.	<p>十和田市在住 H氏 風力発電は、開始するために資材を運ぶ時から森林を伐採する必要があり、自然への影響、景観への影響が大きい。六ヶ所ではタワーが倒壊していたが、それに対する対策は点検だけだった。建設予定地は気軽にメンテナンスしに行けるような場所がないため、何かあった場合の自然への影響が心配(火事など)。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境(騒音、水質、景観等)や自然環境(動物、植物等)の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価(シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等)し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p> <p>建設においては既存林道を利用し、伐採は最小限にしてまいります。輸送についても同様に伐採は最小限とします。 建設予定地は国道で近くまでアクセスすることができ、雪によって閉鎖される冬季においてもスノーモービル等を使用することにより保守・点検することが可能です。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
10.	<p>十和田市 I氏 風力発電事業に反対です。八甲田、奥入瀬は私達住民にとって、心の拠り所であり、朝に、夕に季節の移り変わりと共に常に大切にしてきた風景です。枝一本、樹一本、先人たちは守ってきました。外国資本は地元の民の思いを知りません。凌辱されていくであろう自然を黙って私達は見ていく事ができません。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p>
11.	<p>青森市在住 J氏 豊かな森があるという事は、そこにたくさんの生命の営みがあるという事です。人間が人間の為だけに森を壊すことは、自然の摂理に反しています。自然を破壊して、人間の為だけの利益を追求する事は、人間社会、人間の住む村・町をも、いずれ近い将来破壊して人間そのものの生命をも奪うのです。これが自然の摂理です。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p>
12.	<p>青森市在住 K氏 必要以上の開発で自然を壊し、住民の健康を守ることができなくなると過去の経験を無視するようなことをしないでほしい。これまで以上の環境破壊をやめ、環境を守りつつ、新たなエネルギーで人や地球をへ平和に幸福にできる方策をもとに、一部の者ではない全体の利益を考えてください。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p>
13.	<p>青森市在住 L氏 自然環境、動植物への影響が大きいと考える。また、観光への影響も心配なのでやめて欲しい。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。
14.	青森市在住 M氏 生活を営む上で、一番大事な自然を壊すのをやめてほしい。水のことにも心配です。生態系の循環が崩れていき、人体にも悪影響のある風車は日々の営みに必要ないです。空間までもめちゃくちゃになります。すでに健康被害も出ていると聞きます。もう、これ以上環境を破壊しないでください。	今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。 これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。
15.	八戸市在住 N氏 十和田湖、八甲田に必要とは思えません。目に入るとがっかりします。自然を大切にしたいです。他のやり方があると思います。反対です。	今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。 これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。
16.	青森市在住 O氏 国立公園近隣での計画地としてとても影響がある立地場所であり、多くの観光客が訪れる場所から立ち並ぶ景観として大問題だと思う。実際に今稼働している八幡岳の風車は大きな影響を与え、登山や田代湿原に来られた方々は残念な思いで帰っているのが現状。公園外だから良いとかの問題ではなく、国立公園内外、その周辺では環境保全として建設されるべきではない。その生業としている住民の事も考えていただきたい。観光客の減少により、経済効果の減少にも繋がる。	本事業を行うにあたり、景観の変化は避けられませんが、風車による景観への影響については予測・評価を行い、実行可能な範囲で回避又は低減されるようにいたします。現況把握のため、現地調査として、主要な眺望点において写真撮影を行い、その写真を基にフォトモンタージュを作成し、予測・評価を実施いたします。なお、撮影時期は専門家等の助言を基に、通常期（夏季）及び観光客の多い紅葉期（秋季）に設定しております。
17.	青森市在住 P氏 1. 風車運搬するにあたって、県道 40 号線を使用する地域での騒音や振動の影響が出ると思われるが、方法書では調査地点にも入っていない。青森～十和田線の多くの利用者が	1. 風車等の搬入ルートである青森県道 40 号青森田代十和田線においては、平日 24 時間交通量が 920 台/日であるのに対し、風車等の搬入に用いる車両は最大 10 台/日と僅少であることから影響は小さいと考えられ、評価の対象外としています。なお、

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>いる主要道路として騒音、振動、道路を占有して通行するため影響を調査するべきだと思うが、どう考えているか。</p> <p>2. 自然景観資源に入っている田代湿原や高田大岳が、図 3.1-35 主要な眺望点に含まれていない。多くの登山者が利用する北八甲田の主峰でもある大岳と赤倉岳、高田大岳は計画地からの位置的な距離としても主要眺望点として調査対象として必要性があると思う。</p> <p>3. 専門家等の助言で現在は白神を除いてイヌワシは生息していないと言っているが、何年の調査で、どこでどんな調査をどの頻度で行ったかも示されていないのに現在イヌワシは生息していないと決めつけるのは乱暴ではないか。猛禽類の調査対象にイヌワシも加えるべきだ。</p> <p>4. 水質について環境影響評価項目に選定されていない。地中深くに基礎杭を打ち込む以上、影響がないとは言えないのではないかと。基礎杭の影響がない理由を示してほしい。</p> <p>5. 変更後の地形・樹木伐採後の状態について環境影響評価項目に選定されていない。樹木伐採区域が風車周辺や管理道路等の最低限にとどめる計画であることを理由にしているが、八幡岳の他者事業において風車資材輸送の為に行われた県道 40 号線の刈り払いや伐採ではとても大きな影響が問題になっている。本事業でも輸送の為に県道 40 号線の刈り払いを行うのであれば評価対象にするべき。</p> <p>6. 計画地は行政区域として十和田市・七戸町だが、風車運搬で青森市を通過して計画地まで運ぶのならば青森市内でも説明会を開き住民へ事業者自ら説明するべきだと思う。青森市民として説明が無いのは納得がいかない。表 4.3-2</p> <p>7. 計画地の殆どが国有林保安林の水源涵養林にあたり、流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能や洪水、用水の確保がたもてるのか。また、計画での実際の伐採される面積や本数の具体的な設計図を示す必要があると思う。</p>	<p>資材等の搬出入に係る工事用車両の主要な通行ルートである国道 394 号については評価項目として選定し、大気質、騒音、振動の調査等を実施する計画です。</p> <p>2. 自然景観資源は眺望される地点、主要な眺望点は眺望する地点として整理しています。また、主要な眺望点は、1 度以上の熟視角（対象をはっきりと見ることのできる視角）となる距離（風車設置予定位置から約 8.9km の範囲）を対象としており、高田大岳は対象外となります。一般的に対象風車に近い方が景観への影響（視角）が大きくなりますが、田代平湿原の方角からは石倉山展望駐車場、高田大岳の方角からは雛岳の影響の方が大きく、これらの地点を主要な眺望点として調査等を実施する計画です。また、主要な眺望点の選定は青森県等との事前協議の中で受けた助言を基に実施しており、「雛岳」や「又兵衛の茶屋」等は、対象事業実施区域周辺において登山者等の利用者が特に多い代表的な地点として調査地点として選定いたしました。</p> <p>3. 当該専門家は東北地方の県立大学名誉教授であり、環境省主催の猛禽類保護に関する各種検討会の委員等も務めており、非公開の情報にも精通しております。また、希少猛禽類の現地調査は 2 営業期実施する計画であり、文献調査や専門家ヒアリングで確認されていなくとも調査対象となります。</p> <p>4. 基礎の形状含め基礎杭の深さは未定ですが、工事計画においてボーリング調査を行うなかで、水脈の有無を調査し、重大な影響が生じないように対応いたします。</p> <p>5. 風車運搬のための沿道樹木の伐採については、植物及び景観の専門家に影響について確認し、準備書に掲載いたします。また計画にあたっては、関係法規・指針を基に設計し、可能な限り森林部分を含め変更面積を小さくするよう検討いたします。</p> <p>6. 風車等の搬入ルートである青森県道 40 号青森田代十和田線においては、平日 24 時間交通量が 920 台/日であるのに対し、風車等の搬入に用いる車両は最大 10 台/日と僅少であることから影響は小さいと考えられ、現時点で関係市町村から外しています。青森市での説明会は事業の進捗、関係箇所との協議を踏まえて、検討してまいります。</p> <p>7. 計画にあたっては、関係法規・指針を基に設計し、流域保全についても行政と相談しながら、可能な限り変更面積を小さくするよう検討いたします。本事業は計画検討段階であり、伐採面積や具体的</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		な範囲について準備書段階にお示しし、ご懸念点含め説明させていただく予定です。
18.	<p>青森市在住 Q氏</p> <p>1. 計画地は十和田市・七戸町だが、風車運搬で青森市を通過して計画地まで運ぶのなら青森市内でも説明会を開き住民へ自ら説明すべきだと思う。今後、青森市内で説明会は開催しないのか。</p> <p>2. 県道 40 号線を使い風車部材を運搬するにあたって、通過する地域での騒音や振動の影響が出ると思われるが方法書では調査地点にも入っていない。騒音、振動、道路を占有して通行するため県道 40 号線を利用する人への影響を調査すべきだと思うが、どう考えているのか。表 4.3-2</p> <p>3. 専門家等の助言で現在は白神を除いてイヌワシは生息していないと言っているが、何年の調査で、どこでどんな調査をどの頻度で行ったかも示されていないのに現在イヌワシは生息していないと決めつけるのは乱暴ではないか。猛禽類の調査対象にイヌワシも加えるべきだ。表 4.2-2 〈2〉</p> <p>4. 図 3.1-34 自然景観資源に入っている田代湿原や高田大岳が、図 3.1-35 主要な眺望点に含まれていない。田代湿原、高田大岳は調査対象にするべきと思う。</p> <p>5. 表 4.1-4 〈2〉 水質について環境影響評価項目に選定されていない。地中深くに基礎杭を打ち込む以上、影響がないとは言えないのではないかと。基礎杭の影響がない理由を示してほしい。</p> <p>6. 表 4.1-4 〈2〉 変更後の地形・樹木伐採後の状態について環境影響評価項目に選定されていない。樹木伐採区域が風車周辺や管理道路等の最低限にとどめる計画であることを理由にしているが、八幡岳の他者事業において風車資材輸送の為に行われた県道 40 号線の刈り払いや伐採ではとても大きな影響が問題になっている。本事業でも輸送の為に県道 40 号線の刈り払いを行うのであれば評価対象にするべき。</p>	<p>1. 2. 風車等の搬入ルートである青森県道 40 号青森田代十和田線においては、平日 24 時間交通量が 920 台/日であるのに対し、風車等の搬入に用いる車両は最大 10 台/日と僅少であることから影響は小さいと考えられ、関係市町村から外しています。青森市での説明会は事業の進捗、関係箇所との協議を踏まえて、検討してまいります。</p> <p>3. 当該専門家は東北地方の県立大学名誉教授であり、環境省主催の猛禽類保護に関する各種検討会の委員等も務めており、非公開の情報にも精通しております。また、希少猛禽類の現地調査は 2 営業期実施する計画であり、文献調査や専門家ヒアリングで確認されていなくとも調査対象となります。</p> <p>4. 自然景観資源は眺望される地点、主要な眺望点は眺望する地点として整理しています。また、主要な眺望点は、1 度以上の熟視角（対象をはっきりと見ることのできる視角）となる距離（風車設置予定位置から約 8.9km の範囲）を対象としており、高田大岳は対象外となります。一般的に対象風車に近い方が景観への影響（視角）が大きくなりますが、田代平湿原の方角からは石倉山展望駐車場、高田大岳の方角からは雛岳の影響の方が大きく、これらの地点を主要な眺望点として調査等を実施する計画です。また、主要な眺望点の選定は青森県等との事前協議の中で受けた助言を基に実施しており、「雛岳」や「又兵衛の茶屋」等は、対象事業実施区域周辺において登山者等の利用者が特に多い代表的な地点として調査地点として選定いたしました。</p> <p>5. 基礎の形状含め基礎杭の深さは未定ですが、工事計画においてボーリング調査を行うなかで、水脈の有無を調査し、重大な影響が生じないように対応いたします。</p> <p>6. ご指摘の事業と同様の輸送ルートを想定しているため、関係箇所と協議のうえ検討してまいります。また、風車運搬のための沿道樹木の伐採については、植物及び景観の専門家に影響について確認し、準備書に掲載いたします。</p>
19.	<p>十和田市在住 R氏</p> <p>自然環境の破壊が大きいことから、22 基もの大型風力発電の建設に強く反対します。具体的な理由は、以下に挙げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブレードなどの輸送道路を作ることで、山々の斜面が削られ、耐用年数たった 20 年のために、樹木が伐採されてしまうことや土砂崩れのリスクが増し、且つ、人口造成工事には、公費や補助がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・造成計画において、既存林道を利用する事で、伐採量の最小化を図ります。 土砂災害を起こさないよう、十分な地質調査のうえ造成計画を立て、適切な設計・施工を行うように検討を進めます。 ・今後工事計画を策定するなかで基礎工事による水質の汚濁・汚染が発生しないよう検討を進めてまいります。 ・撤去費用含めた原状回復のありかたについては

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<ul style="list-style-type: none"> ・地下に20mの支柱を掘ることで、土壌汚染による水質汚染や水質汚濁の危険性が増す。 ・風力発電機を撤去する費用に、3億円以上の経費がかかるが過去の風力発電機の支柱を含めた撤去はされていないことから原状復帰が望めないこと。 ・絶滅危惧種のクマタカやヨタカ、ノスリの繁殖テリトリーの減少やバードストライクの事故が生ずること。コウモリも大量死する事故があること。 ・自然豊かな山間を今後も守るために、反対の声を広げていきます。 	<p>現時点で未定であるため、今後の事業進捗に応じて検討してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。 <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p>
20.	<p>十和田市在住 S氏 先の報告会で述べたように風車建設反対です。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p>
21.	<p>記載なし T氏 大反対です。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p>
22.	<p>十和田市在住 U氏 反対です。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>ら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p>
23.	<p>福島県福島市在住 V氏 ・景観 本事業対象実施区域は十和田八幡平国立公園から2kmの距離にあります。既に稼働しているJRE七戸十和田風力発電所の8基と合わせて巨大な風車が12基立ち並ぶことをなり景観を大きく損ねます。本事業計画の撤回を求めます。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p>
24.	<p>記載なし W氏 風車建設のための道路整備を行うことは樹木を伐採する。それにより流水の増加や土砂崩れが起きやすい脆弱な土地となる。風車の土台の鉄板の錆びは土地を汚染する。風車に野鳥が衝突したり、コウモリの死亡が多発する等、生物への悪影響がある。風力発電の発する重低音及び低周波は人を含む周囲の生物への健康被害を長期に渡り与え続ける。以上の理由により、建設に反対する。</p>	<p>造成計画において、既存林道を利用する事で、伐採量の最小化を図ります。</p> <p>土砂災害を起こさないよう、十分な地質調査のうえ造成計画を立て、適切な設計・施工を行うように検討を進めます。</p> <p>また風車の土台（基礎）は鉄筋コンクリート構造の基礎を前提としていますので、鉄筋の暴露による錆びの発生は想定しておりません。</p> <p>今後の環境影響評価手続の中で、対象事業実施区域及びその周辺における生活環境（騒音、水質、景観等）や自然環境（動物、植物等）の現地調査を実施します。それらデータを基に、事業計画が環境にどのような影響を与えるかを予測、評価（シミュレーション、フォトモンタージュ、類似事例の引用解析等）し、必要に応じて環境保全措置を検討しながら重大な環境影響を回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>これらについては、環境影響評価の各段階において、住民説明会を開催する等により情報提供し、ご意見をいただく予定です。また、各段階で各種専門家により構成された県の審査会により、適切に審査を受けることとなります。</p> <p>また、騒音・超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）に「風車騒音は、わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」、また、「風車から発生する低周波音と健康影響については、明らかな関連</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>を示す知見は確認できなかった。」と記載があります。この検討会は環境省主催であり、国内外における最新知見や、全国 29 の風力発電施設の周辺 164 地点における現地調査結果に基づき、環境アセスメントや騒音等の専門家 11 名により、2013 年から 2016 年まで 9 回開催されています（別に分科会を 5 回開催）。議事録や根拠とした参考文献等も環境省のウェブサイトで公開されており、信頼できるものと認識しています。</p> <p>なお、本環境影響評価では、対象事業実施区域から最寄りの住宅等まで 5km 以上離れているため、風車の稼働に伴う騒音は評価項目として選定していません（「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 6 年、経済産業省）に、「工事中及び供用後の騒音・振動の影響が、距離により減衰していくことから、工事場所から 1 キロメートル離れば影響はほとんど及ばない」と記載があります）。ただし、工事用車両の走行ルート沿道に住宅等が存在するため、資材等の運搬に伴う騒音・振動は評価項目として選定しています。</p> <p>風車の稼働に伴う騒音等を評価項目としないことが適切であるかは、各種専門家により構成された県の審査会により審査を受けることとなります。</p>

お知らせ

青森県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価方法書の縦覧と説明会を行います。

- 一、事業者の名称、代表者の氏名、事業所の所在地
 ・ K A W i n d 深持合同会社
 代表社員 A C 25 一般社団法人 職務執行者 中垣 光博
 東京都千代田区内神田二丁目2番6号5階
 あすな会計事務所内
- 二、対象事業の名称／（仮称）十和田深持風力発電事業
 種類／風力（陸上） 規模／最大12000キロワット
- 三、対象事業実施区域／青森県十和田市深持地先及び七戸町道地地先
- 四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲／青森県十和田市、七戸町
- 五、縦覧の場所／青森県十和田市役所本館3階 政策財政課・十和田市西コミュニティセンター・七戸町役場本庁舎2階 企画調整課・七戸支所
 縦覧の期間／令和6年3月1日（金）から4月1日（月）まで（縦覧の時間は開庁時間に準じます）
 電子縦覧 <https://www.amp.energy/towadafukamochi-houhoukyo>
- 六、説明会の場所／日時
 十和田市西コミュニティセンター ホール／
 令和6年3月15日（金）午後6時から午後7時30分まで
 七戸町 柏葉館 多目的ホール／
 令和6年3月16日（土）午前10時30分から正午まで
 七戸中央公民館 大ホール／
 令和6年3月16日（土）午後2時から午後3時30分まで
- 七、意見書の提出／環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）を記入の上、縦覧場所に備え付けております意見箱に投函くださるか、令和6年4月15日（月）までに八の意見書の提出先へ郵送ください（当日消印有効）。
- 八、意見書の提出先／〒106-0032 東京都港区六本木一丁目4番5号 アークヒルズサウスタワー16階
 A m p 株式会社内 K A W i n d 深持合同会社
 担当・倉田 電話090（1885）0401

東奥日報（2024年3月1日 朝刊）

(仮称) 十和田深持風力発電事業環境影響評価方法書の統覧について

2024年3月1日

KA Wind深持合同会社

弊社は、令和6年3月1日付で青森県環境影響評価条例に基づき、「(仮称) 十和田深持風力発電事業環境影響評価方法書」(方法書)及び、これを要約した書類(要約書)について、以下の通り、統覧を行います。また方法書に関する住民説明会を行いますので、併せてお知らせします。

【統覧図書】

[表紙と目次](#)[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)[第2章 対象事業の目的及び内容](#)[第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況](#)

-

[第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)[第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)[要約書](#)

方法書は本ホームページ内のリンクからも統覧期間中は閲覧が可能です。

ただし、ダウンロード・印刷はすることができません。

【統覧場所、期間及び時間】

○統覧期間 2024年3月1日(金) から2024年4月1日(月) まで

○統覧の場所、統覧時間

- ・ 十和田市役所本館3階 政策相談課
- ・ 十和田市西コミュニティセンター
- ・ 七戸町役場本庁舎2階 企画調整課
- ・ 七戸町役場七戸庁舎

※すべて土、日、祝日を除く。開館・開庁時間に準じます

【意見書】

方法書について、環境の保全の見地からのご意見がある場合は、意見書に必要事項を記入の上、統覧期間中に各統覧場所にある意見書箱へ入れるか、令和6年4月15日(月) (当日消印有効) までに、下記の問い合わせ先住所宛に郵送ください。

意見書は各統覧場所にあります。以下のURLからもダウンロード可能です。

[意見書記入用紙](#)

【説明会の開催場所及び日時】

- ・ 十和田市西コミュニティセンター：令和6年3月15日(金) 18時～19時30分
- ・ 七戸町柏葉館：令和6年3月16日(土) 10時30分～12時
- ・ 七戸町中央公民館：令和6年3月16日(土) 14時～15時30分

【問い合わせ先】

〒106-0032 東京都港区六本木1-4-5 アークヒルズサウスタワー16階 Amp株式会社内 KA Wind深持合同会社 担当：倉田 (Amp(株))

090-1885-0401 (平日 9時30分～17時30分 (土・日・祝日・年末年始は除く))



現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 環境エネルギー部 > 環境保全課 > (仮称) 十和田深持風力発電事業 (環境影響評価手続状況)

関連分野：[環境・エコ](#)

更新日付：2024年3月4日 [環境保全課](#)

(仮称) 十和田深持風力発電事業 (環境影響評価手続状況)

事業名	(仮称) 十和田深持風力発電事業
事業者	KA Wind深持合同会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力：最大12,000kW
対象事業実施区域	青森県十和田市深持地先及び七戸町道地地先
関係地域	青森県十和田市、七戸町
方法書	<p>公告：令和6年3月1日 縦覧：令和6年3月1日～4月1日 (縦覧場所) ・十和田市役所本館3F 政策財政課 ・十和田市西コミュニティセンター ・七戸町役場 (本庁舎2F 企画調整課、七戸支所) (電子縦覧) ・事業者のホームページはこちらです</p> <p>説明会の開催： ・令和6年3月15日 18時～ 十和田市西コミュニティセンター ・令和6年3月16日 10時30分～ 七戸町柏葉館 ・令和6年3月16日 14時～ 七戸中央公民館</p> <p>住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：</p>
準備書	<p>公告： 縦覧： (縦覧場所) (電子縦覧) 説明会の開催： 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：</p>
評価書	<p>公告： 縦覧：</p>
事後調査等報告書	<p>提出： 公告・縦覧：</p>

関連ページ

- [環境アセスメント \(環境保全ページ\)](#)
- [環境影響評価の案件一覧](#)

この記事についてのお問い合わせ

【現在作業中】R5の問い合わせ先です
 環境保全課 水・大気環境グループ
 電話：017-734-9242 FAX：017-734-8081

[お問い合わせ](#) [このページを印刷する](#)



十和田市
Towada City

青 白 文字サイズ 標準 大きく Language サイトマップ

Google 検索

災害・防災 | 暮らし・手続き | 教育・文化 | 健康・福祉 | 産業・しごと | 観光・特産 | 市政情報

市政情報

- 市の紹介
- 公共施設
- 各種統計情報
- 行政・財政
- 計画・取り組み
- 市議会
- 例規集 
- 庁舎マップ・アクセス
- 広報
- 職員採用
- その他

現在の位置：ホーム > 市政情報 > 行政・財政 > 行政・まちづくり > (仮称)十和田深持風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ

(仮称)十和田深持風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ

「(仮称)十和田深持風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧に供するとともに、ご意見を募集しますのでお知らせします。また、事業者による住民説明会を開催いたします。

事業者名

KA Wind深持合同会社

対象事業の名称

(仮称)十和田深持風力発電事業

縦覧について

縦覧書類：(仮称)十和田深持風力発電事業環境影響評価方法書

縦覧場所：十和田市役所本館3階 政策財政課
十和田市西コミュニティセンター

縦覧期間：令和6年3月1日(金)から令和6年4月1日(月)まで
意見募集期間：令和6年3月1日(金)から令和6年4月15日(月)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時間)

方法書について環境の保全の見地からのご意見がある場合は、意見書に必要事項を記入の上、縦覧期間中に各縦覧場所にある意見書箱へ入れるか、4月15日(月)(当日消印有効)までに以下のお問い合わせ先まで郵送で提出してください。意見書は各縦覧場所にあります。

以下のウェブサイトからも閲覧可能です。
<https://www.amp.energy/towadafukamechi-houhousyo> 

十和田市 ウェブサイト(1)

住民説明会について

KA Wind深持合同会社により、下記のとおり住民説明会を開催します。

内 容：「(仮称)十和田深持風力発電事業 環境影響評価方法書」について
日 時：令和6年3月15日(金) 18時～19時30分
場 所：十和田市西コミュニティセンター

お問い合わせ先

〒106-0032 東京都港区六本木1-4-5 アークヒルズサウスタワー16階
Amp株式会社内 KA Wind深持合同会社 担当：倉田 (Amp (株))
電話番号 090-1885-0401 (平日9時30分～17時30分 土・日・祝日・年末年始は除く)

この記事への
お問い合わせ

政策財政課 政策企画係
電話：0176-51-6710 ファクス：0176-24-9616
メール：seisakuzaisei@city.towada.lg.jp



十和田市役所 (法人番号2000020022063)
〒034-8615 十和田市西十二番町6-1
電話番号：0176(23)5111 (代表)
開庁時間：午前8時30分～午後5時15分
休日：土曜日・日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)

この記事シェア



十和田市 ウェブサイト(2)

(仮称)十和田深持風力発電事業**①環境影響評価方法書の縦覧ができます**

縦覧期間 3月1日(金)～4月1日(月)
縦覧場所 政策財政課、西コミュニティセンター

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見がある場合

意見書に必要事項を記入の上、縦覧期間中に各縦覧場所に設置した意見書箱へ投函するか、郵送で提出してください。

郵送先 〒106-0032 東京都港区六本木1-4-5アークヒルズサウスタワー16階 Amp(株)内KA Wind深持合同会社 担当：倉田 (Amp(株))

郵送提出期限 4月15日(月) (当日消印有効)

※環境影響評価方法書はウェブサイト (<https://www.amp.energy/towadafukamochi-houhousyo>) から閲覧できます。

②住民説明会を行います

とき 3月15日(金) 午後6時～7時30分

ところ 西コミュニティセンター

内容 環境影響評価方法書について

☎ KA Wind深持合同会社 担当：倉田 (Amp(株)) ☎090-1885-0401 (平日午前9時30分～午後5時30分)

十和田市 広報 (2024年3月号)**(仮称)十和田深持風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧を行います**

事業者名称 KA Wind深持合同会社

※電子縦覧はウェブサイト (<https://www.amp.energy/towadafukamochi-houhousyo>) をご覧ください。

縦覧期間 令和6年3月1日(金)～令和6年4月1日(月)

縦覧場所 七戸町役場：企画調整課、支所庶務課

方法書について環境の保全の見地からのご意見がある場合は、意見書に必要事項を記入の上、縦覧期間中に各縦覧場所にある意見書箱へ入れるか、令和6年4月15日(月) (当日消印有効) までに以下の問い合わせ先まで郵送で提出してください。意見書は各縦覧場所にあります。

○問合せ先 KA Wind深持合同会社 担当：倉田 (Amp(株)) ☎090-1885-0401
 〒106-0032 東京都港区六本木1-4-5アークヒルズサウスタワー16階 Amp株式会社内
 (平日9:30～17:30 (土・日・祝日は除く))

(仮称)十和田深持風力発電事業環境影響評価方法書に関する住民説明会

日時 令和6年3月16日(土) 10時30分～12時00分 柏葉館
 令和6年3月16日(土) 14時00分～15時30分 七戸中央公民館

内容 KA Wind深持合同会社による説明会です。

問合せ先 KA Wind深持合同会社 担当：倉田 (Amp(株)) ☎090-1885-0404
 〒106-0032 東京都港区六本木1-4-5 アークヒルズサウスタワー16階
 (平日9時30分～17時30分 (土・日・祝日は除く))

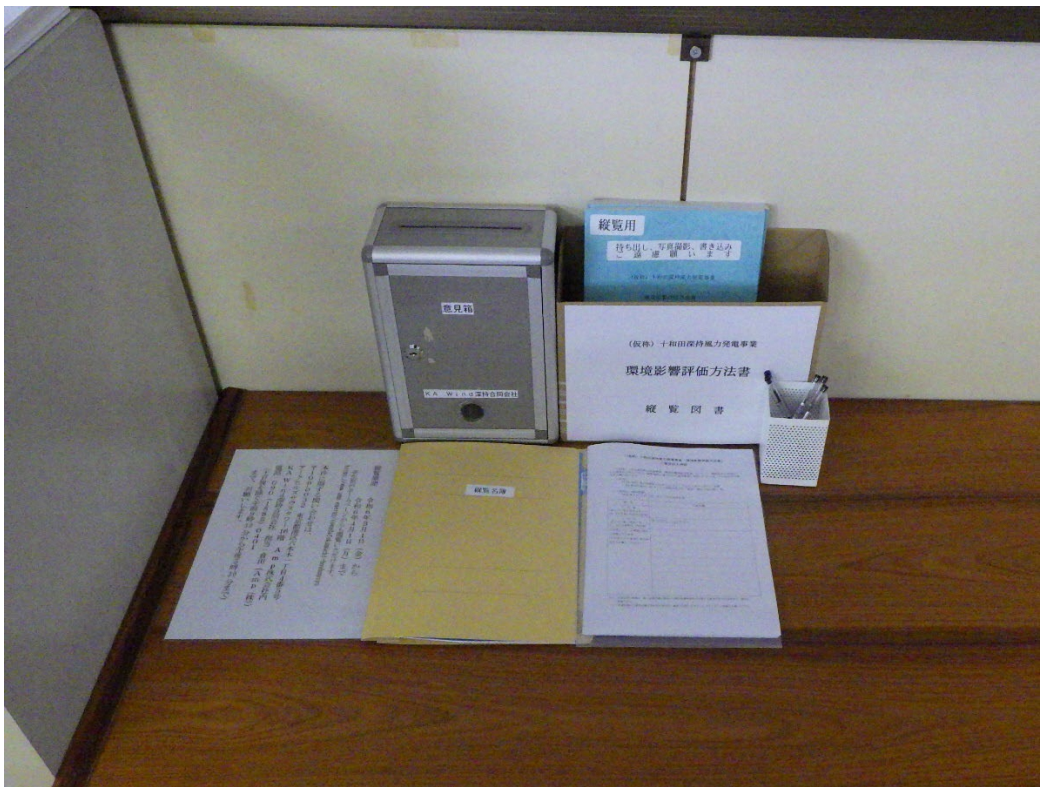
七戸町 広報 (2024年3月号)



縦覧状況（十和田市役所）



縦覧状況（十和田市西コミュニティセンター）



縦覧状況（七戸町役場本庁舎）



縦覧状況（七戸町役場 七戸庁舎）

**「(仮称) 十和田深持風力発電事業 環境影響評価方法書」
ご意見記入用紙**

「(仮称) 十和田深持風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けた意見書箱へ投函いただくか、次の宛先まで郵送をお願い致します。

<宛先>

〒106-0032 東京都港区六本木 1-4-5 アークヒルズサウスタワー16 階
Amp 株式会社内 KA W i n d 深持合同会社 担当：倉田 (Amp(株)) 宛

<締切日 (提出期限) >

2024 年 4 月 15 日 (月) まで [当日消印有効]

項目	ご記入欄
お名前 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名)	
ご住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	〒□□□-□□□□
方法書についての環境の保全の見地からの意見 (日本語により意見の理由を含めて記載してください)	

注1：本意見書の情報は、個人情報保護の観点から環境影響評価及び付随する業務以外では利用せず、適切に取扱います。

注2：本意見書にご意見が書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使い下さい。

ご意見記入用紙